

〔健康福祉部（真庭保健所・美作保健所）〕

○基本方針

少子高齢化や核家族化等が進展し、高齢化率は30%を超える見込みとなるなど、超高齢社会の中で、生活習慣病の予防や心の健康に問題を抱える人への支援、新型インフルエンザなど新興感染症発生への備え、食の安全・安心の確保、危険ドラッグ等薬物の乱用防止、高齢者や障害のある人への自立した地域生活支援、介護や子育てをする家族への支援など様々な課題が生じている。

このような課題に的確に対応し、人々のつながりの中で生き生きと暮らせる「美作国」を実現するため、地域の保健・医療・福祉・介護の関係者が適切に連携しながら、それぞれが質の高いサービスを切れ目なく提供できる体制の整備や、食の安全・安心の推進、健やかで生きがいを感じながら住み慣れた地域で自立して暮らせる高齢者や障害のある人の地域生活支援、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり、災害時における保健医療体制の整備や被災者の健康及び避難生活の支援体制の整備などに積極的に取り組む。

○主要施策

1 地域における医療提供体制の整備

すべての住民が生き生きとした生活を送れるよう、良質な保健医療サービスが受けられる体制を確保するため、第8次岡山県保健医療計画（平成30（2018）～令和4（2023）年度）に基づき、地域保健医療計画を推進するとともに、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和6（2025）年の医療需要及び目指すべき医療提供体制と、それを実現するための施策「地域医療構想」の推進に取り組む。

(1) 第8次岡山県保健医療計画の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して自立し暮らせるよう、県民、医療団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等）、市町村、健康づくりボランティア等と協働、連携を図りながら、地域保健医療計画を推進する。

(2) 地域医療構想の推進

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議を開催し、圏域において各医療機関が担うべき医療機能の分化と連携等に関する協議を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して病床機能の転換を進める。

(3) 災害・救急医療体制の整備

平時から岡山県地域災害保健医療本部に係る災害時の保健医療活動に関する調整業務を確認するとともに、圏域救急医療体制推進協議会等を通じて、医療機関、消防、警察等関係機関と連携を強化し、適切な救急医療を確保するため、救急医療体制の推進を図る。

また、災害時に関係機関が迅速かつ的確な情報共有と支援活動が行えるよう、EM

I S（広域災害救急医療システム）の操作と活用方法等の訓練を実施するとともに、各医療機関が発災時に必要な業務が継続できるよう、BCP（業務継続計画）の策定を促進する。

2 地域包括ケアの推進等（高齢者の地域生活支援）

高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（平成30～32年度）に基づき、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進する。

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

保険者機能の強化推進のための交付金の活用等により、高齢者の自立支援、介護予防及び重度化防止等に取り組む市町村を支援する。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携会議に参画し、医療と介護のネットワークの構築や、在宅医療と介護が一体的に切れ目なく提供される体制づくりに取り組む市町村を支援する。

また、管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会の協力を得て、愛育委員と協働し「かかりつけ医の普及啓発講座」を開催することにより、県民へ在宅医療に関する現状や心構えなどの普及啓発を行う。

(3) 介護予防・生活支援サービスの充実等

高齢者の社会参加や、ボランティア、NPO法人等の多様な主体の介護予防・生活支援サービスへの参画の促進など、サービスの充実と地域の支え合い体制づくりを行う市町村の取組を支援する。

そのため、住民互助による通所付添活動の仕組みを構築し、モデル事業の実施を通じてその普及を図るとともに、介護予防・生活支援を考えるワークショップを開催し、地域包括ケアについて県民への普及啓発等を行う。



通所付添サポート事業“なぎサポ”出発式



介護予防・生活支援を考えるワークショップ

(4) 認知症施策の推進

研修会の開催等を通じて、認知症疾患医療センターや地域包括支援センター等の関係機関、認知症の人と家族の会等との連携を進めるとともに、市町村の認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が効果的に機能するよう支援し、認知症の人とその家族が安心して住み続けられる地域づくりを推進する。



若年性認知症研修会

(5) サービスの質の向上

社会福祉法人及び社会福祉施設に対し、重点的かつ効果的な指導監査を実施する。

また、介護サービス及び障害福祉サービス事業者に対し、実効性のある実地指導と機動的な監査を実施する。特に、経営改善の必要な就労継続支援A型事業所については、その運営が適正に実施されるよう、重点的に指導・支援する。

※平成30年度 社会福祉施設等の指導監査及び指定介護サービス事業所等の実地指導の状況

社会福祉施設等の指導監査		指定介護サービス事業所等の実地指導	
①社会福祉法人 (町村社協を除く)	10 法人	①介護サービス事業所等	
②社会福祉施設		・居宅サービス事業所	80件
・生活保護施設	1 施設	・介護保険施設	20件
・障害者福祉施設	4 施設	②障害福祉サービス事業所等	
・老人福祉施設	13 施設	・障害福祉サービス事業所	45件
・児童福祉施設	63 施設	・障害者支援施設（日中を含む）	5件
・幼保連携型認定 こども園	9 施設	・障害児通所支援事業所	14件
③町村社会福祉協議会	4 法人	・障害児入所施設	0件
④認可外保育施設	13 施設	・一般相談支援事業所	2件
		③有料老人ホームの立入検査	7件
		④サービス付き高齢者向け住宅の 立入検査	5件

(H31. 3. 31現在)

(6) その他

本年10月の消費税率引き上げに伴って実施される介護報酬改定や介護職員の更なる処遇改善、低所得者の介護保険料の軽減強化等に適切に対応する。

本年12月の民生委員・児童委員の一斉改選に当たり、管内市町村の定数調整、改選手続き及び研修等を円滑に実施する。

3 心と体の健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

平成30年度から5年間に取り組むべき課題や方向性を明示した「第2次健康おかやま21セカンドステージ」に基づき、健康寿命の延伸を目指し取り組んでいる。

特にたばこ対策については受動喫煙防止を目的として健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布され、令和2年4月1日完全施行される。望まない受

動喫煙が生じないように受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進する。

また、平成30年度より国保制度改革により都道府県が財政運営の責任主体として市町村とともに保険者としての役割を担い、医療費適正化に向けた取り組みを推進している。

- ・「敷地内全面禁煙施設」の認定、「栄養成分表示の店」の登録
- ・「たばこからの健康影響普及講座」の開催
- ・学生への普及事業（女性のがん検診受診率向上事業）
- ・糖尿病予防戦略事業
- ・市町村データヘルス計画の推進
- ・国保ヘルスアップ支援事業

また、「岡山県食の安全・食育推進計画」等に基づき関係機関・関係団体と連携し食育の推進を図る。

- ・ジュニア食育プロジェクト検討会
- ・真庭地域食育推進協議会の開催
- ・高校生への食育事業（満足一人ご飯の講座、食と健康教室等）



たばこフリーキッズ研修会



大学祭での女性のがん検診受診率向上事業



元気がすてき栄養展

(2) 心の健康づくりの推進

思春期から高齢期までの各年代層における心の健康づくりを推進するとともに、精神障害のある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。システムの構築にあたって、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所等の関係機関との重層的な連携を推進するとともに、病状悪化等による緊急対応事例については、退院後も安全で安心した地域生活が送れるよう、切れ目のない支援体制づくりに取り組む。

また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての市町村に策定が義務づけられている地域自殺対策計画の策定及び推進を支援する。

- ・心の健康づくり県民講座
- ・心の保健福祉相談（精神保健福祉相談・思春期相談・酒害相談）
- ・自殺予防対策（わかちあいの会）
- ・精神科在宅支援（アウトリーチ）事業
- ・切れ目のない支援のための「入退院の支援の流れ」の活用、評価

- ・地域移行推進協議会や研修会の開催等による関係機関との支援体制づくり
- ・元気になるや実行委員会（勝英支所）

(3) 歯科保健対策

第2次岡山県歯科保健推進計画（平成29年度～令和4年度）に基づき、乳幼児期から高齢期の各ライフステージに応じた歯科保健対策を推進する。そのため地域住民、愛育・栄養委員等の地域組織関係者、歯科医師等専門職を含めた各地域の歯科保健関係機関と連携を強化し生涯を通じた歯と口の健康づくりに取り組む。

- ・美作保健所管内歯科保健推進会議
- ・勝英地域歯科保健関係者連絡会議
- ・真庭保健所管内市村歯科保健関係者会議及び研修会
- ・各市町村の歯科保健対策支援



歯科保健関係者連絡会議



真庭の子どもたちの歯を守ろう健康教室

(4) 感染症対策の推進

結核予防について、住民への正しい知識の普及啓発、健診受診の呼びかけとともに、接触者健診や患者の服薬管理（DOTS）を適切に行い、早期発見・早期治療・感染拡大防止に努める。

社会福祉施設等における感染性胃腸炎（ノロウイルス）や腸管出血性大腸菌などの感染症予防対策を推進するとともに、全国的に増加しているエイズや梅毒等の性感染症について正しい知識の普及啓発に努める。

- ・結核連携会議、コホート検討会、DOTSカンファレンス
- ・エイズ性感染症検査・相談、エイズホットライン
- ・肝炎医療費助成事業、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業
- ・社会福祉施設等を対象にした感染症対策研修会

近年発生している風疹に対しては、妊娠早期の妊婦等への感染を防止するため、実施主体である市町村とともに、追加的対策の対象者への抗体検査と予防接種の円滑な実施と定期予防接種の確実な実施について情報提供等啓発に努める。

新型インフルエンザなどの新興感染症対策については、二次医療圏域ごとの医療体制を構築するため、新型インフルエンザ等対策地域連絡会議を開催する。また、「医療体制に関するガイドライン」や各種マニュアルに基づき、迅速かつ的確な相談対応・移送・治療が行えるよう平常時から消防機関や感染症指定医療機関など関係機関と連携した体制整備を進める。



新型インフルエンザ訓練



感染症対策研修会

高病原性鳥インフルエンザ対策については、平素から主体となる農林水産事業部と連携して、発生時の緊急連絡網や体制整備の確認を行うとともに、発生時に備えて必要な物品（初動パック）等を確保・整備する。また、関係職員等に対し、鳥インフルエンザの人の健康に関する知識の普及、防護服の着脱方法の研修・訓練を実施する。

4 生活衛生対策の推進

地域住民の快適で安全・安心な生活の確保を目的として、積極的な生活衛生対策を推進する。

(1) 食の安全・安心の推進

「岡山県食の安全・食育推進計画」（平成30～令和4年度）及び「平成31年度食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係施設の監視指導や食品検査を計画的に実施するとともに、講習会等での改正食品衛生法に関する情報提供及び助言等を行う。

また、食品衛生協会や県が養成した食のリスクコミュニケーターなど関係機関・関係者と協働でリスクコミュニケーションに努め、正しい食品衛生知識の普及と情報提供を行い食の安全・安心の推進を図る。

- ・食品関係施設への監視指導・試験検査の実施
- ・体験型衛生講習会等による啓発
- ・改正食品衛生法に関する情報提供と対応への助言
- ・ジビエ関係施設への衛生指導



体験型手洗い教室

(2) 水道及び生活衛生関係営業施設等の衛生対策

水道施設や理容所・美容所など生活衛生関係施設に対する監視指導を実施するとともに、公衆浴場や旅館業営業者へレジオネラ症等の情報提供に努め、レジオネラ症等の発生防止、衛生管理の徹底を図る。

また、温泉利用施設における温泉の適正利用についても計画的に指導する。

(3) 医薬品等の安全確保等

薬局や医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業などの計画的な監視指導を行い、医薬品等の安全確保や毒物劇物による事故・危害防止を図る。

また、危険ドラッグ・大麻等薬物乱用の防止について普及啓発に努める。献血推進事業については、日赤・市町村等と連携し、地域における献血意識の高揚を図り、献

血者の確保に努める。



薬物乱用防止活動

5 障害のある人等の地域生活支援

障害のある人が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、「第3期岡山県障害者計画」（平成28～令和2年度）や「第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画」（平成30～令和2年度）に基づき、障害のある人の地域生活を支援する。

また、社会福祉法に規定する福祉事務所として、管内4町（鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町）における生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の適正な運営に努める。

(1) 障害のある人への支援

① 所得向上

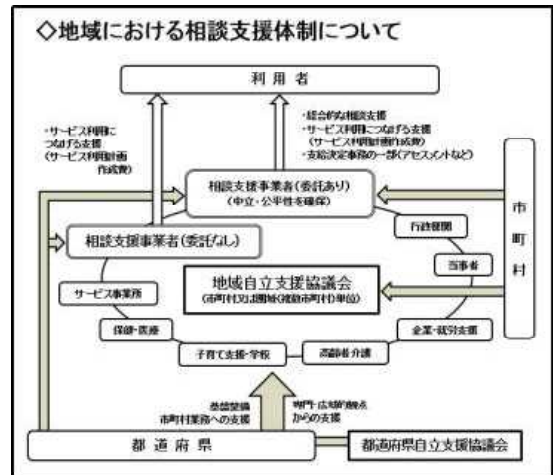
「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に基づき、「福祉作業所生産品カタログ」や管内福祉作業所（就労継続支援B型事業所等）と開発した商品等を活用し、県民局各部所における福祉作業所からの物品及び役務の調達に取り組むとともに、福祉作業所が焼き菓子を無人販売方式で販売する「おかしBOX事業」の支援を行う。



おかしBOX

② 地域自立支援協議会への参画

津山、真庭、勝英の3地域に設置する地域自立支援協議会が、市町村、相談支援事業者等の関係機関と一層の連携を図り、地域生活の推進役としての役割を果たせるよう、協議会に積極的に参画し、指導及び助言を行う。



③ 就労移行の支援

障害者就業・生活支援センターなどの就労支援窓口が少ない真庭地域において、農業等の地域特性を生かし、関係機関が連携して行う支援体制づくりや、障害者雇用に対する意識啓発、職業体験会等、就労支援強化の取組を支援する。

(2) 生活に困窮する人の自立支援

傷病や障害、高齢などのため就労することが困難で、自助努力のみでは生計を維持することが難しい人に対して、憲法の保障する健康で文化的な最低限度の生活が営めるよう、その困窮の程度に応じた生活保護を適正に実施する。

また、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、早期自立に向けた支援を行う。

(3) 難病患者の地域生活支援

難病患者の医療費の助成のほか、医療福祉相談、訪問指導、患者・家族の交流等を通じて、療養生活の支援や社会参加の促進を図る。また、市町村等と連携を図りながら災害時における難病患者への支援体制を整備する。

- ・ 指定難病に対する特定医療費助成
- ・ 特定疾患治療研究事業
- ・ 難病患者地域支援対策推進事業
- ・ 難病患者の災害時支援対策

6 子育て支援・少子化対策の推進

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、「岡山いきいき子どもプラン2015」(平成27～31年度)に基づき、市町村や地域の多様な担い手と協働しながら、子育て支援や少子化対策に取り組む。

(1) 母子保健の推進

市町村が実施する乳幼児健康診査等の母子保健サービスの現状を踏まえ、各市町村の母子保健が向上するよう支援する。また、産科医療機関等の関係機関と連携し、若い世代への妊娠・出産に関しての正しい知識の普及啓発や妊娠中からの切れ目のない支援を行う。

- ・子どもの心とからだの総合相談
- ・ハイリスク親子への家庭訪問等支援、ケース会議
- ・母子保健評価事業
- ・不妊治療支援事業
- ・周産期・母子支援関係者連絡会の開催



周産期母子支援関係者研修会



子育て世代包括ケア推進研修会

(2) 保育・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度に基づく保育・子育て支援サービスが円滑に提供できるよう、事業の実施主体となる市町村の取組を支援し、保護者の様々なニーズに対応してきめ細かに子育てを支援する体制の構築を図る。

- ・保育料の負担軽減
- ・幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

(3) 連携・協働による子育て力の向上

子育て家庭の孤立化などに起因する子育ての不安・悩みを軽減するため、市町村、大学、NPO等地域の様々な担い手と連携・協働しながら、子育て家庭の交流・相談の場の普及など地域で子育てを支える取組の拡充・充実を図る。

- ・「ももっこステーション」(おかやま地域子育て支援拠点)の普及
- ・「みまさか子育てカレッジ」の取組の支援



ももっこステーション看板



みまさか子育てカレッジ



(4) 子育て家庭への経済的支援・子どもの貧困対策の推進

全ての子どもたちの健やかな成長と教育の機会均等を図るため、市町村と連携して、医療費の負担軽減、ひとり親家庭の自立支援など、子育て家庭への経済的支援を行うとともに、子どもの居場所づくりをはじめとする子どもの貧困対策に取り組む。

- ・小児医療費やひとり親家庭等医療費の助成
- ・児童扶養手当の認定、母子父子寡婦福祉資金の貸付け

・子どもの居場所づくり支援事業

(5) 児童虐待防止対策の推進

市町村や児童相談所との連携の上、要保護児童対策地域協議会連絡会議の開催など、児童虐待防止の体制づくりを進めるとともに、県民への普及啓発を行う。

また、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備について、市町村の取組を支援する。

(6) 結婚支援等少子化対策の推進

県子ども未来課、おかやま出会い・結婚サポートセンター及び市町村等と連携し、管内の「おかやま縁むすびネット」の登録促進及び津山センターの利用促進等を図り、結婚支援・少子化対策を推進する。